

建築基準法第43条第1項ただし書の規定による 許可に関する一括同意基準

いわき市建築審査会

平成11年10月1日

建築基準法（以下「法」という。）第43条第1項ただし書の規定による許可の申請があり、その敷地が次のいずれかに該当するときは、市長は個別に建築審査会に諮問することなく許可できるものとする。

なお、市長は、この基準により許可した年度毎の件数について、次年度当初に審査会委員に報告するものとする。

1 敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地进行を有するとき。（省令第10条の2第1号）

許可要件

当該空地は公共的なものであること。

当該空地の管理者の通行承諾があること。

通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。

建築物の敷地が当該空地に2メートル以上接すること

当該空地と建築物の敷地との間に避難上支障となる門扉等を設けないこと。

2 敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接するとき。（省令第10条の2第2号）

許可要件

公共の用に供する道（以下「農道等」という。）は、法第42条に規定する道路と同等の機能を有していること。

農道等の管理者の通行承諾があること。

建築物の敷地が農道等に2メートル以上接すること。

3 敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接するとき（省令第10条の2第3号）

許可要件

建築物の敷地と道路との間に河川又は水路があり、その敷地が次のいずれかに該当する幅員2m以上の橋その他の通路により、道路に通じているとき。

① 国有財産の占用許可又は使用許可を得て設置した橋

② 道路管理者、河川管理者又は水路管理者等が設置した橋又は蓋掛けをした部分等で、管理者の使用許可を得たもの、又は通行承諾があるもの。